

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2014年5月15日発行
第109号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)・理事団体

会員 マンション 紹介

コスモ大宮シティフォルム

さいたま市

築年 2002年(平成14年)

7階建 1棟 32戸

委託管理

管理会社 大和ライフネクスト



春号 Spring

- 管理組合の監事について … p.2
- 第43回セミナー報告② … p.4
- 高齢世代の支え合いが大切? … p.6
- 連載 私の町はどんな町②④
—ふるさとの童謡— … p.7

管理組合の監事について

NPO 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

私は、マンションの管理とは、目的を「居住者の安心・安全・良好な生活環境の確保を継続的に求める経営学である」と考えて居り、区分所有者が交代で経営者（理事長）・理事（役員）を務め、その発展の為に、区分所有者等、皆で知恵を出し合い、協力して目的に向かって努力をするべきであると考えています。

埼玉県が22年10月から23年1月に実施したマンションの実態調査で、管理組合の運営に無関心な居住者が35・6%と、報告されていますが、当埼玉管ネットの専門家の中には、現在では、管理組合の50%以上が、そんな状況になって居るのではないかと心配しています。
以下は私が、10年前、某管理組合から会計監査基準を作りたいと要請を受け、参考に作成・提供したのですが、皆様の参考になればと掲載しました。

*「監事の役割」について

・標準管理規約や一般的な管理規約には、「監事は、管理組合の業務の執行及び財産状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない」と規定されています。

1、監事は、「管理会社の作成した」毎年同じ内容の監査報告書に署名・捺印する事が役割ではありません。

2、監事は、理事会の互選ではなく、総会の承認において監事として、組合員から直接選任され、理事会の業務執行及び管理組合の収入及び支出等において、総会で承認された予算案に基づいた会計処理であるかを監査し、その結果を総会に報告する事です。

3、また不正を確認した時は、その報告の為に臨時総会を招集する事が役割です。

*管理組合の監事

・管理組合の総会で承認計画通り、事業が遂行されたか？ 承認された予算は適切

に執行されたかを監査し、総会に報告するのが役割です。

*事務的に監査

・監査には、疑惑の解明なども含まれていますので、人間関係には十分な配慮が必用です。

・管理組合の役員は、多少の報酬を受けている事もありますがボランティアが一般的です。

・監査する側も、される側も顔見知りの為形式的な監査になることも少なくありませんが、形式的な監査であつても、管理組合の状況を正しく把握できていれば問題はありません。

・事前に監査マニュアルを定め、マニュアルに沿った監査方法を作成する事です。

*マニュアルによる監査

・監査日時を決める。監査に必要な書類などの準備もある。無理のない日程を選定します。

・実施日時が決まったら、監事は、「監査実施通知書」を理事長に送付します。

この通知書は、監査日時と監査場所を確認すると共に監査に必要な書類などの準備を依頼するものです。

① 監査実施通知書（記載内容）

② 監査日時／監査日・開始時刻・終了予定時間。

③ 監査内容／平成〇〇年度、業務監査・会計監査

④ 監査場所／会議室や現場監査の場所

⑤ 理事会側の立会者／理事長・会計担当理事・専門担当理事他

⑥ 準備する内容／前回の監査報告書・監査対象期間における総会議案書・総会議事録・理事会議事録・収支決算書・会計証拠書類・監査対象期末における貸借対照表・金融機関等の残高証明書・備品台帳他

当日は、監査手順書を利用して事務的に行います。

⑦ 監査の手順

⑧ 監査開始の宣言

監事と理事長や各担当理事とは、気心の知れた仲でも儀礼的に挨拶を交わし、監査開始を宣言して気持ちを引き締めます。

⑨ 監査実施

・前回の監査報告書に改善点などの指摘があれば、その是正内容を確認する。

・次に監査期間における書類による監査を行います。

「総会議案書・総会議事録・理事会議事録などの確認を行い、議案書の事業計画と理事会議事録などによって、業務遂行について監査します。

又、議案書の予算案と収支決算書や貸借対照表など、会計書類を中心に会計監査を行います。

・貸借対照表の資産の部における金融機関への預金や債権などは、残高証明書（通帳・預かり書）等で確認します。

・改修工事や購入備品の監査は、必要があればその場に行つて確認し、不明な点は立ち会つている担当理事から説明を受けます。

⑩ 監査報告書の作成・提示

監査結果を取りまとめる。監査報告書を作成中は立会者には席を外してもらいます。作成した監査報告書を理事会側の立会人に提示し、内容を説明します。

監査報告書について立会者

と意見交換を行い、監事の誤認などがあれば、監査報告書を訂正します。

④ 監査終了の宣言

・ 監査終了を宣言し、その後席を移して忌憚のない意見交換をすることは、コミュニティの確保と今後の活動には大切なことです。

* 管理組合の運営の評価

監事の主な役割は、管理組合運営に対して業務監査と会計監査を行いその結果を公表する事です。

又、理事会の活動を評価するのも監事の仕事です。理事会を積極的に評価することにより、理事会活動の活性化が期待できます。

改善点や運営しやすく出来るような点があれば、次年度の為に助言します。小さなことでも、より良い管理組合運営に繋がりそうな活動を見つけ公表します。

* 監事の監査する項目

1、「業務監査項目」

(1) 総会関係

① 管理規約の規定通りに招集通知が発信されているか

② 総会決議は、管理規約に規

定されている決議要件に準拠しているか

③ 議事録が規約の規定通りに作成・保管されているか

(2) 理事会関係

① 理事会の開催・理事会業務の実施状況の確認

② 理事会議事録が規約の規定通りに作成・保管されているか

③ 事業計画や総会で承認された事項が、適正に執行されているか

④ 建物や設備関係の点検や法定各点検の実施状況及び法定各種届出の確認

⑤ 補完すべき資料(各種契約書・見積書・報告書等)の整理、保管・状況の確認

⑥ 火災保険・損害保険の更新状況

⑦ 消防計画の実施状況(消防訓練等)

2、「会計監査項目」

① 理事長又は、理事会は、管理会社からの月次収支報告書を確認しているか

② 一般会計と修繕積立金会計に区分され、収支報告書と貸借対照表が作成、計上金額は繰越金と一致等適正か

③ 管理費、修繕積立金等が承認された予算に基づいた徴収及び支出・運用又未達成の科目がある場合、その原因の設目正当性があるか

④ 現金、預金通帳残高は、決算貸借対照表の形状金額及び残高と一致しているか

⑤ 管理費の支払いは、請求書、領収書の金額の一致、適切に保管されているか

⑥ 貸借対照表の未収入金(前払、未払、前受金)内訳で把握、未計上はないか

⑦ 預金に関して、印鑑やキャッシュカードの保管状況は適正か

⑧ 管理費等の滞納に対する督促状況又は、長期の場合には、所定の手続きが行われているか、督促等の実施状況の記録があるか等

以上



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

第43回マンション管理組合 (秋季) 実践セミナー報告②

昨年11月24日(日)さいたま市文化センターで開催した、マンションコミュニティ研究会代表廣田信子氏の講演内容「管理組合運営とコミュニティ活動の関係」について、第2弾を掲載致します。

3、マンションコミュニティの成り立ち

(1) コミュニティの意味
「コミュニティには二つの意味がある」

①地域を主体とする集合体
一定の地域社会に居住し、归属感を持つ人々の集まり。
(地域社会・共同体)

②目的や価値観等を共有する集合体

・マンションのコミュニティは、①+②のミックスと同じマンションという「地域」を主体としたコミュニティ且、同時にマンションを維持・管理・運営していくという共通の目的を持つ人の集まり、しかし、組合員の考え方や興味、価値観は必ずしも同じで

はなく、そこをどうつないでいくかが大きなテーマ。
・賃貸化が進む組合員と居住者のずれが大きくなり、何か別の工夫が必要になる。
(2) 人と人との「つながり」のでき方

「マンションにおける3つのつながり」

①「近所」という物理的關係
②管理組合、自治会、防犯会、祭りの実行委員会等の組織に属することによる關係
③趣味やサークル、子供の友人關係等個人的な關係によるもの

「役員や趣味がきっかけに」

・②③は、ある程度積極的に係わることが求められる。
→マンションの枠を超えてつながるきっかけになる
→普段から一緒に活動している仲間、いざという時機動的に動ける
・輪番制で役員→コミュニティの一員として周りにつながるよいきっかけ

・自分からきっかけの作れない
・独居高齢者等→趣味の会に誘う等の働きかけ
「最後の切り札は、ご近所のつながり」

・それでも人とうまくつながられない人がいる→最後はやはり①のご近所
・どんなコミュニティにも二分の繋がり(孤独死を防ぐ・大災害時の助け合い)は必要

「弧立しがちな人」ともつながり、いざというとき居住者全員に気を配れるようなコミュニティを作る為

①のお隣同志という物理的に近い關係の見直しをする
・同じマンションで隣り合っ

て暮らすことになったのも「縁」

いざというとき頼りになるのはその場にいる「リアル」な隣人
・普段は、さらりとしていても、いざという時はお隣が頼りになると思えるような關係は、人が安心して暮らすためには不可欠。
・価値観、ライフスタイルが多様化している現代にふさわしいコミュニティの形を

4、マンション管理における「コミュニティ」

(1) 標準管理規約とマンション管理標準指針

○標準管理規約

・平成16年標準管理規約改正で、第32条(業務)に「地域コミュニティに配慮した居住者間のコミュニティの形成」が加わる。(催事の開催費用や町内会出席の費用等が管理費の使途に)

・コメント「コミュニティ

形成は、日常的なトラブルの未然防止や大規模修繕工事等の円滑な実施などに資するものであり、マンションの適正管理を主体的に実施する「コミュニティ」にも範囲が広がった。

○マンション管理標準指針
・「マンション管理標準指針」(平成17年)

マンションを適切に維持管理していく為に必要な重要事項に「コミュニティ形成活動」を挙げ、「催事等のコミュニティ形成活動の年間計画を作成し、これに基づき実施している」事を標準的対応にした。

・コメント「コミュニティ形成は、マンション内だけにとどまらず、街づくり、地域との關係なくして語れないことから地域コミュニティにも配慮が必用」

・マンションのコミュニティ「マンション住民同士のみならず」と「マンション居住者」と周辺の地域住民との「つながり」の両方を考える必要がある。

(2) 管理組合のコミュニティ形成の現状

○催事まで手が回らないマンション

・建物の維持管理、日常管理だけで手が一杯なのに、とてもお祭りまでは手が回らない。

・真面目に取り組み過ぎて理事長が管理組合の中で浮いてしまったという事例もある。

・中心になる人材がいなくて、計画的な催事の実施はかたまりハードルが高い
・「つながり」を作る為の催事実施は、役員にも居住者にも負担が大きい
○コミュニティ形成に力を入れるマンション

・一方、大型マンション等で、お祭りやサークル活動が盛んなところがある。又、しっかりした防災組織、高齢者の見守り等が自主的に行われているケースもある。(コミュニティがしっかりしているマンションは、市場でも高く評価されるようになる)

(3) 地域(自治会・町内会等)とのかかわり

○地域の自治会・町内会に

- ・中小規模のマンションは、地域にある自治会・町内会に属するのが一般的です。
- ・地域の自治会等の入会は、各個人の自由意思であるが入会事の低いのが課題
- ・一方、分譲時に全員参加が条件だが、その会費の管理費から支出が問題になるケースもある。
- ・地域活動への参加率が低いことが問題とされる。又、お祭り等に積極的に参加し地域に溶け込んでいるマンションもある。

*お互いの違いを理解し合い、歩み寄ることで実現、オートロックマンションは、高齢者や児童への民生委員等の

目が届き難いという物理的な課題もある。

○1マンションに1自治会

- ・大型団地等では、1マンションに管理組合と自治会が並存するケースが多い。
- 実態としては、①両社が全く別組織②管理組合の一部に自治会を持つ③別組織だが費用は管理組合が負担等様々な形態がある。

○自治会が無く管理組合にコミュニティ委員会等

- ・近年の大型超高層マンション等では、自治会を持たず、管理組合にコミュニティ委員会を置いているものもある。
- サークル活動・イベント開催等が中心で、当初、デベロッパ・管理会社の支援がある。又、支援が無くても順調に自主活動として定着するかは課題だ。

○複数マンションの協議会等

- ・マンションの多い地域では、防災等でマンションが連携する動きがある。
- ・超高層マンションが数棟建つ地域では、協議会地域全体のコミュニティ形成の動きもある。(開発時からの仕掛け)

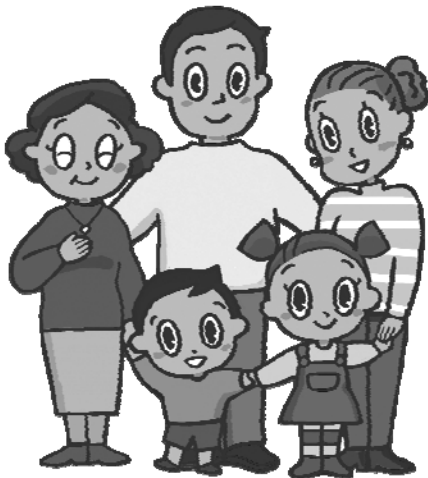
紙面の都合上、廣田信子氏の講演内容は次号に掲載します。

問題は、平成24年1月国交省が立ち上げた標準管理規約の見直しと、第三者管理者管理制度検討委員会が標準管理規約にあるコミュニティ関連事項を削除せよとの発言である。

これに対し、昨年10月19日、日本マンション学会・全管連・日管連・管理協の4団体が共催で浦安の明海大学でシンポジウム「マンションにコミュニティは必要か?どうすべきか?」を開催、4団体の代表がコミュニティ形成の重要性を強調、標準管理規約において、現行の「コミュニティ条項」は不可欠であるとの共同提言を行った。

世紀を超えて 快適サポート

- ◎ 大規模修繕工事
- ◎ 各種防水工事
- ◎ 内装工事
- ◎ 給排水設備工事
- ◎ 防音工事
- ◎ 建物・設備診断



～ Total でご提案します ～

大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム、充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が、世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部
 〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目11番1号
 TEL 03-3433-0503 FAX 03-3433-0535
 URL : <http://www.kensho.co.jp/>

東北支店・千葉支店・横浜支店・中部支店
 関西支店・札幌営業所・福岡営業所

「高齢世代の支え合いが大切？」

埼玉県認知症 サポーター 佐々木 一

日本が世界屈指の長寿国になることは喜ばしいことですが、高齢期を如何に実りあるものにするかを社会全体で考えていかなければならないと思います。昨年の敬老の日の新聞報道によると、100歳以上のお年寄り、全国で5万4、000人を超えていると報じられていました。

過去20年間で11倍に増えた事になります。厚生労働省の研究会は平成25年3月にまとめた報告書で、高齢者が住み慣れた地域で暮らすには、「互助・公助」と共に「互助・自助」が必要であると指摘しております。

「共助」とは、介護保険などの社会保険制度に基づく相互扶助であり、「公助」は、税財源による生活保護などを指しています。

これに対して「互助」とは、近隣同士やボランティアによる助け合いを指しており、公的な制度によらな

い支援の仕組みです。

私は、高齢者同士の「互助」の取り組みが各地で広がっている事に注目しております。全国マンション管理組合連合会・会員仲間の(長管連)がある長崎県の佐々町で、要介護状態に成るのを防ぐために「介護予防ボランティア」が活躍していると聞いております。

ボランティアとなる住民は、60歳以上が中心で、先ず町が開く育成講座を受講して、寝たきりや認知症の予防を目的に集会場で開かれる教室で、高齢者に運動やレクリエーションの指導を行う。

又、高齢者の自宅を訪問して、洗濯や掃除等の手伝いをするとのこと。

この結果、佐々町では要介護認定を受ける高齢者の割合が減少し、介護費の節減にもつながっているそうです。住民のボランティアが優れているのは、地縁を通じて地域の人が気軽に参加できる点にあります。

ボランティア活動をして

いる高齢者は、認知症や要介護状態に成り難いとの報告もありますし、自身の生きがいにもなります。皆さんの地域でもこうした活動を拡げてみてはどうでしょう。

地域社会の繋がりも薄れてきて、挨拶を交わすことも少なくなつたと話す高齢者の方がおられました。が、「互助」を促進するには、自治体の役割が鍵になります。

行政指導で組織化されている自治会・町内会の活動計画が地域の実情や将来を見通した計画に成っているかが問題です。

又、マンション管理組合の中でも同じことが求められており、理事長や理事会がマンションの維持・管理の為にどの程度、将来発生が予想される問題を先取りすることが出来るかということになります。

「共助」は、参加意欲のある人やボランティアが活動する場の確保など、住民の助け合いを後押しする工夫が求められます。

65歳以上の高齢者の割合

は、比較的可能な統計のある1950年以降、初めて全国で、3、189・8万人に達し、総人口の25・1%を占め、4人に一人の割合になったとの事で少子高齢化が進み、人口減による労働力不足は、ますます深刻化しており、社会保障制度を支える現役世代の負担が一層重くなっています。

総務省は「団塊の世代」が65歳を迎えている為、高齢者人口が大幅に増えたとしています。

高齢者の生活を公的サービスだけで支える事が困難なのは明らかで、高齢者自身自立して生活する「自助」を実現する事が望ましく、意欲と能力があれば、それに応じて社会の「支え手」になるという意識を持って活動することが大切であると思います。

高齢者になつても、一定の仕事が続けられるようにすることは、極めて重要な課題で長年培った能力を生かし、活力ある長寿社会を目指したいものです。

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社 建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号 TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

連載 私の町はどんな町 ②④

—ふるさとの童謡—

埼玉県では、練馬―和光―野火止への道を「童謡の道」と呼ばれ、ふるさと埼玉を題材とした童謡が数多く作られています。

今回はふるさとの童謡作者として二人の偉人をご紹介します。

作曲家の大利根町出身の下総皖一と作詞家で和光市出身の清水かつらです。

下総皖一は、明治三十一年大利根町に生まれ、十四歳まで大利根の田園地帯で過ごしました。

彼の作曲した童謡のほとんどが阪東太郎と異名をとる利根川沿いの農村で、清楚な野菊があちこちに咲き、冬は空つ風が吹く関東平野のほほ中央に位置する田園風景をイメージした曲です。

皖一は埼玉師範学校本科(現埼玉大学)から東京音楽学校(現東京芸大)を首席で卒業し、昭和十七年から東京音楽大学の教授となつたエリートです。昭和三十七年六十四歳で没。

代表作は

(一)「たなばたさま」昭和五年発表、昭和五十三年に北浦和公園に、たなばたさまの音楽碑が建立されました。



「たなばた」音楽碑 (北浦和公園)

(二)「野菊」昭和十六年発表 大利根町の野菊のむれ咲く田園風景を表わした曲で、大利根町の中川の橋を渡る時「野菊」のメロディーが流れ、メロディー橋の愛称がついています。

その他ドイツ留学中に作曲した「螢」や、「電車ゴッコ」「かくれんぼ」「花火」等があります。

作詞家の清水かつらは、明治三十一年に東京深川の士族の長男として生まれました。五歳の時実母が境順

窓前アメリカで名子役のシャーリー・テンブルのレ

窓出来ず家を出たため、弟妹の面倒を見つつ不遇な幼年期を過ごしました。関東大震災で被災し、義母の実家に近い白子村(現和光市白子二丁目)に移り住み、生涯独身で昭和二十六年五十二歳で没しました。

代表作は

(一)「叱られて」彼の幼年期の淋しい境遇が作り出したもので童謡としては珍しく淋しい歌です。特に後半の「ゆべ淋しい……」の所からマイナー調に変わり一層悲しさが増してきます。

(二)「靴が鳴る」大正三年彼が編集した少女誌「少女号」に発表。当時子供達の履物は草履か下駄が当りまえ、この歌に出て来る靴はイメージはズックではなく革靴です。新しい革靴を買ってもらって喜んでステッ

プを踏む子供の笑顔が目に浮かびます。かつらの住居跡に近い「白子橋」の欄干に靴が鳴るの歌詞が刻まれています。

戦前アメリカで名子役のシャーリー・テンブルのレ

コードで大ヒットしました。テンブル盤は「靴が鳴る」「夕焼小焼」「玩具のマーチ」「雀の学校」の四曲入りです。



「靴が鳴る」の歌碑 (和光市)

(三)「緑のそよ風」終戦直後に発表。吹上観音周辺の彼の大好きな散歩道をイメージした作品です。この詩は敗戦により夢と希望を忘れていた国民に夢を与え、平和の到来を喜んでいる作品だ」と評価されました。

(四)「雀の学校」

和光市駅前時計台では午前八時に「みどりのそよ風」正午に「靴が鳴る」午後五時に「叱られて」の曲が流れる他市内五ヶ所時報代わりに曲が流れ、白子小学校では始業、終業のベルの代わりに「みどりのそよ風」のメロディーが流れています。

(小島 次郎)

マンション共有部電気料金削減してみませんか？

高い技術力

専門スタッフによるきめ細かい調査、正確な工事を行います。

わかりやすい説明

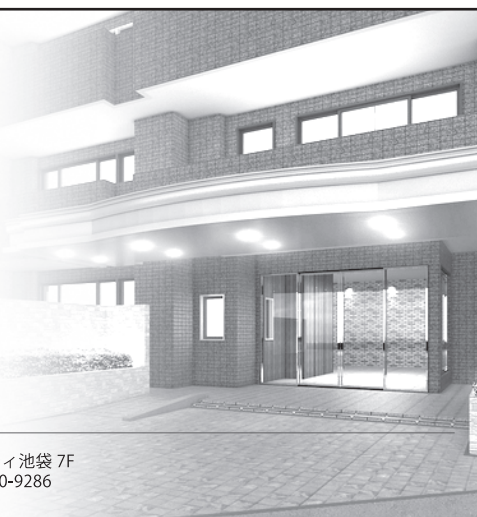
初めて説明を受ける方の立場に立つてご説明いたします。

最適なお提案をいたします。お気軽にご相談ください。



省エネ・省コスト ソリューションカンパニー ネットディフェンス株式会社

東京都豊島区南池袋2-35-4 ユニティ池袋7F TEL. 03-3980-9285 FAX. 03-3980-9286 http://www.netdefense.co.jp/



第44回 春のマンション管理組合 実践セミナーのご案内

日時 平成26年6月8日(日)
午後1時00分開場・1時30分講演開始
場所 越谷市中央市民会館 5階 第4・5会議室
(越谷市越谷4丁目1番1号)
東武伊勢崎線 越谷駅東口より徒歩7分

築30年を迎えるマンションが検討する大規模改修のメニューとは！

限られた修繕積立金を如何にして有効にマンションの改修に役立てるかは、マンション管理組合の共通の思いです。

【セミナーテーマ】

1. 『直結増圧給水方式を検討するための正しい知識』
直結増圧給水方式を採用する場合の①必要な条件、②改修方法と改修後のメンテナンス、③あるマンションの導入検討事例等について解説を行います。

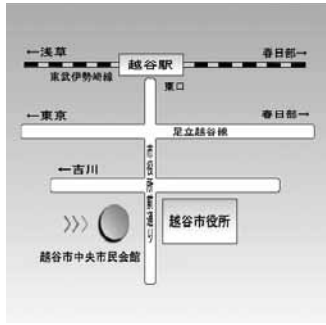
【協力：建築工業(株)】

2. 『玄関ドアの交換と開口部(サッシ)の断熱化』
バリアフリー化、結露対策など快適性を求めるための補助金制度の活用や改修

方法等を検討する際に必要な事について解説を行います。

【協力：(株)LIXILビ
ルリフォーム販売、(株)サン
エム】

貴重な情報満載です。メモ
のご準備をお忘れなく！
参加申し込みの詳細は、埼
管ネットWebサイトを参
照頂くか、事務局まで直接
お問合せ下さい。NPO埼
管ネット会員の参加費は無
料です。



第18回 マンション問題総合 研究所 通常総会報告

- 日時：平成26年3月15日
場所：NPO法人埼管ネ
ット事務所
- 第1号議案 平成25年度
事業報告
 - 第2号議案 平成25年度
決算報告及び
び監査報告
 - 第3号議案 平成26年度
事業計画
(案)
 - 第4号議案 平成26年度
予算(案)
 - 第5号議案 役員変更
に関する件
- ・午後3時30分、理事長
挨拶の後、喜田理事長が
議長に選任され、第1号
議案から第5号議案まで
審議され、全ての議案につ
いて満場一致承認された。

第13回NPO法人埼管ネ
ット総会開催案内
開催日時：平成26年5月
31日(土) 午後2:00
開催場所：NPO埼管ネ
ット事務所
住所：さいたま市南
区南浦和3-3-17 豊
曜ビル 2FB号
(JR南浦和駅 東口よ
り徒歩5分)

事務局インフォメーション

- ・今年も、5月中旬に各管理組合理事長様宛に今年度の会費の請求書を送らせて頂きます。
NPO 埼管ネットの事業活動資金は、皆様の会費によって賄われておりますので、よろしくお願い致します。
- ・又、会費の請求書と一緒に役員(理事長様)変更届も同封しております。
NPO 埼管ネットでは、地方公共団体と協働で地域交流会・ミニセミナー等も開催しております。
理事長様変更届は、イベント等連絡用にも利用させて頂きます。

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLifeバックナンバー ユーザー名 saikan-user パスワード 1405

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事



第2事業部(北関東支店)

〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です！

<http://www.ymgs.co.jp>